

令和5年第5回平群町議会

臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和5年7月13日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	7月13日午前10時1分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 関 順 子                      2 番 須 藤 啓 二</p> <p>3 番 岩 崎 真 滋                  4 番 長 良 俊 一</p> <p>5 番 山 本 隆 史                  6 番 稲 月 敏 子</p> <p>7 番 植 田 い ず み              8 番 山 口 昌 亮</p> <p>9 番 井 戸 太 郎                  1 0 番 山 田 仁 樹</p> <p>1 1 番 森 田 勝                    1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長                                  西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長                              植 田 充 彦</p> <p>教 育 長                              岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長                          西 岡 勝 三</p> <p>住 民 福 祉 部 長                    寺 口 嘉 彦</p> <p>事 業 部 長                          巳 波 規 秀</p> <p>教 育 部 長                          川 西 貴 通</p> <p>政 策 推 進 課 長                    山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長                    岡 田 康 裕</p> <p>観 光 産 業 課 長                    酒 井 智 志</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長                    藤 本 佳 利</p> <p>主 幹                                  高 橋 恭 世</p> <p>主 査                                  竹 村 恵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	議案第30号 令和5年度平群町一般会計補正予算（第4号）について
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 5 番 山 本 隆 史      6 番 稲 月 敏 子

令和 5 年 第 5 回 ( 7 月 )  
平群町議会臨時会議事日程 (第 1 号)

令和 5 年 7 月 1 3 日 (木)

午前 1 0 時開議

- |       |           |                                 |
|-------|-----------|---------------------------------|
| 日程第 1 |           | 会議録署名議員の指名について                  |
| 日程第 2 |           | 会期の決定について                       |
| 日程第 3 |           | 諸般の報告                           |
| 日程第 4 | 議案第 3 0 号 | 令和 5 年度平群町一般会計補正予算 (第 4 号) について |

開 会 (午前10時01分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和5年平群町議会第5回臨時会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

皆様、改めましておはようございます。

臨時会招集に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和5年第5回の臨時会を招集いたしましたところ、公私御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。議員各位におかれましては、本町行政に対しまして格別の御協力を頂き、感謝申し上げます。

本日の臨時会におきましては、6月2日から6月3日にかけて、大雨により発生した災害復旧に係る経費等、鳴川地区治山事業に係る設計測量委託料、そして活性化センター、道の駅の空調機器の修繕料、吉新・下垣内地区の溢水対策に係る事業・業務委託料等の一般会計補正予算の審議をお願いいたしております。

慎重な審議を頂き、可決賜りますようお願い申し上げて、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本臨時会の議事日程はお手元に配付しています議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、5番、

山本議員、6番、稲月議員を指名いたします。本臨時会の会期中、よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日と決定いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

6月19日に開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。馬本公共交通対策特別委員会委員長。

○公共交通対策特別委員長（馬本隆夫）

それでは、報告をさせていただきます。

去る6月19日月曜日午後2時より公共交通対策特別委員会を開催をいたしました。案件につきましては、令和4年度事業報告について、令和4年度収支決算報告について、デマンドタクシー型乗合タクシーの利用登録撤廃についてであります。当局より説明を頂き、協議を行いました。

以上のとおり、公共交通対策特別委員会の御報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長

町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。植田副町長。

○副町長

それでは、令和5年度一般会計予備費の執行状況について御報告を申し上げます。今回、2件の予備費の充用を行っております。

まず1件目でございます。

6月6日、清掃センターの1号炉の排ガス処理設備、バグフィルターのろ布の破損が確認されました。緊急に修繕が必要となりますことから、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費の需用費の修繕料で200万円の充用を行っております。

続いて、2件目でございます。

6月9日、総合スポーツセンター体育館のメインアリーナ床の支持脚が一部破損しており、これも緊急に修繕が必要となりましたことから、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費の需用費、修繕料で270万円充用いたしております。

結果としまして、予備費の当初予算額1,680万円に対しまして、令和5年度の充用額については、合計で1,005万9,000円、予算残額については674万1,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 議案第30号 令和5年度平群町一般会計補正予算（第4号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第30号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8番

ちょっといろいろ聞かしていただきますけど、まず200万円の事業・業務委託料。説明のほうでは、吉新・下垣内地区の溢水対策の技術的対応検討業務とこうなってるんですけど、この業務の内容というのはどういうものか、もう少し詳しく説明していただけますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

ただいまの質問にお答えいたします。

この事業・業務委託料200万円ということで、先ほど説明あったとおり、吉新・下垣内地区の溢水対策の技術的対応検討業務でございます。この地区にはですね、長屋王の南側から吉新、下垣内を経まして、竜田川に流れる法定外の水路がございます。この水路には、雨水、生活排水、農業用水が流れておりまして、延長約920メートルでございます。この水路には、地形的にですね、上庄・梨本方面からの雨水、三里・御陵台からの雨水、大井手水路からも多く

の水が集まってきておりまして、近年の大雨豪雨や周辺の住宅開発の影響もあって、水量が増えてきている現状にあります。

昨年、令和4年の8月の豪雨には、この水路が満水状態で、一部の箇所において溢水。これは、旧の下垣内公民館の踏切付近でございます。また、今年6月の台風2号による豪雨のときもですね、この水路がほぼ満水状態で危険な状態になると。そのようなことから、このような現状への対応ということで、この地区を対象として、標高による水の流れを把握して、大雨の豪雨時にこの地区の水路がどのようになるのかを分析、その原因を洗い出して、対応可能な解決策を導くというものでございます。溢水対策の技術的な対応を検討すると、そういうものでございます。

○議 長

山口君。

○8 番

駅周事業の中で、排水も当然ね、もともと湿地帯というか、吉新の地区についてはですね、ちょっと低い土地、それから竜田川の増水というのもあんまりなかったですけど、それでも、竜田川の県の方の事業がやる前はそういうことでちょこちょこ浸水があったということもありました。駅周のときに当然そのことも分かっててやってるわけですけども、それでやっても要するに、今説明あったように、長屋王の上ということは、御陵苑と三里の間ぐらいかな、その辺から流れてくる水が、竜田川に真っすぐ流れ込むんじゃなくて、ちょっと今まで聞いたことなかったけども、南北に、平群駅の近くを通過して下垣内のほうへ流れる水路ということになってるわけ。それは川ではないよね。その水路というのは、駅周のときには全然問題にはならなかったんですか。その辺の絡みはどうなんですか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

今、質問のあった水路については、駅周の計画区域外の水路でございまして、そのときには、一定の計算はされているかと思えますけども、必要な対策は講じてないです。それと、去年の雨の時にはですね、いわゆる竜田川の水がですね、ほぼ水位が上がりまして、役場南側の調整池のマンホールからも水が吹くと、そういう非常に強い豪雨でありまして、近年はそういう豪雨が起こってきているということで、今回、その対策ということで、この業務、提案させていただいたところでございます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

いや、今地域外って、駅周のね。でも、さっきの最初の説明やったら、長屋王のあそこから下垣内へ流れてるんでしょう。それも、下垣内の旧の公民館のところに流れるということは、線路の南側じゃないですか。下垣内地域は入らないにしたって、駅の北を通過して、線路の下を通過してあっちへ行っているということか。そういうことやね。図面がないからちょっと分からん。そういうことで地域外ということで、それは分かりました。

それで、これ調査、どういうふうにするか、どういうふうに改善するかという調査業務ということになるんやけど、これ、じゃあそれを今年やって、その結果に応じて、要するに拡張するなり、どういう対策取るのか分からんけど、それに依って対策を取ることですか。これについては一切、全部一財になってるけれども、こういうのについては全然補助とかそういうのはつかない。今言った、両方ね、次の段階どうなるのかということと、この検討業務には一切補助金も何もついてないということになってますけど、その辺の説明もしてもらえますか。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

この検討業務の結果、どのような対策を取るかということでございます。

この事業を実施する理由は先ほど申し上げましたけども、どのような対策が有効なのかについてはですね、詳細な設計によらないと分からないんですけども、一般的な対策としては、水路断面の確保でありますとか、ため池貯留、調整池貯留、管貯留とか水路バイパスの新設などが考えられますけども、この地区でどのような技術的な対応が可能かというのは、今後また検討していくということでございます。財源については、一般財源対応ということでございます。

○ 議 長

山口君。

○ 8 番

いやいや、もう一つ聞いているのは、後は、だから検討した結果でやるんやけど、それについても一切、全部町単になるわけ。中身によって変わってくるのかどうか、その辺も説明してくれるか。

○ 議 長

事業部長。

○事業部長

今のところは一般財源対応と考えておりますけども、その対応策によっては県のほうとも協議しながら、必要な補助メニュー、有効な補助メニューがないかということは協議をしてまいりたいと思います。

○議長

山口君。

○8番

今の件はいいです。

あと、次に、要するに、さっき町長の挨拶であった6月2日から3日の大雨にかけて災害があったと。この説明資料で見るとですね、一つは160万円の、町のほうが土地改良補助金として出す分については、被災件数8件で、ため池とか水路とか農水管とか書いてますが、これについては規模が小さいんで、国の補助対象にならない。そのために、町が単独で補助するという事なんですけど、これはもう金額出てるということは、大体町のほうで見積り作って、これぐらいの金額かかるだろうということで出してですね、2分の1補助ということになってますから、残りはだから地権者、地元が出すということですね。後のこともあるんで、ちょっとついでに聞いておきますが、その地元というのは、災害によって変わってきますが、その地域の組合とかある、主には個人なのかどうかね、その辺も含めて、ただ地元と書いてあるだけやからどうなのかなと思うんですが、その点はどうですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

町単独土地改良事業の補助金、2分の1を補助させていただいて、2分の1は地元で持っていただくというふうに言いましたけども、その地元というのは、水利組合であったり自治会であったりということでございます。

○議長

山口君。

○8番

いろいろということやね。その後で聞いた160万円の根拠というのは、町のほうが調査して、これは8件分でしょう。8件分の、それに大体160万円ということは、倍の320万円、予算としてはかかるだろうと見たわけでしょう。それは、予算これぐらいかかるというふうに、誰が見てそうなったんですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

160万円の根拠でございますけども、これもですね、全て詳細に見積りを取ったわけではございませんけども、地元からといいますか、概算の金額で、町の見立ても含めてですね、概算でこれぐらいかかるだろうということで計上させていただいております。

○議長

山口君。

○8番

これは、いつ頃工事して、いつ頃終わる予定になってるんですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

この8件分の工事については、補正予算可決後速やかにかかっていたきまして、工事が終わり次第、補助金をお支払いすると、そういう形で考えております。

○議長

山口君。

○8番

当然、金額変わってきたら、それに合わせて、かかった分の2分の1を町としては補助するということですね。これも一切、全部町単でなってますけども、こういうのには、小規模で補助の対象にならないということなんで分かるんですけれども、これ、今ね、ここ6月2日、3日のことという説明でしたけど、その後も、時間は短かったですけど、相当雨降ってますよね。その後の災害というのは全くそういうのは起きてないんですか。その点どうですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

6月2日から3日にかけてですね、相当、累積154ミリの雨が降りましたけども、それ以後ですね、ここここが被災しましたとか、そういうような報告は聞いておりません。

○議長

山口君。

○8番

次に、治山事業費で300万円。これは、全額起債ということで、交付税算

入も70%あるということなんですけれども、これは具体的にどういうことでこれをやらなければならなくなったのか、その辺の説明。これ、鳴川地区土砂流出防止対策工事と書いてますが。それと、工事、来年と今説明がありましたけどね、取りあえずこれ、測量設定委託だけですよ。これは近々にやらんでも、工事来年でええというのは、何か根拠があるんですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

鳴川地区の治山の関連ですけれども、土砂流出防止対策事業ということで、測量設計委託料分計上させていただいております。この事業の概要ですけれども、鳴川集落の入口の鳴川263番地付近の山林より、大量の土石流が過去2回にわたって町道に流出して、一時道路が寸断される、そういうような被害が発生しております。この件については、令和5年1月10日付、また令和5年5月1日付で鳴川総代より土石流被害への対策についての要望書が提出されております。今年6月2日から3日の豪雨にかけても同様の被害が発生したところでございます。

この土砂流出防止対策についてですね、奈良県の関係課と事業化に向けた協議を重ねてまいりましたが、測量設計についてはですね、令和5年度で緊急自然災害防止対策事業債が活用できること。そして、工事については、令和5年度の枠はないけれども、令和6年度の枠で奈良県単独治山事業のメニューを活用して事業実施をしてはどうかというようなアドバイスを頂きまして、それに向けて事業を行うものでございます。できますればですね、単年度で測量設計、工事実施ということが望ましいのは分かっておるんですけれども、できる限り補助を活用させていただくということで、工事については令和6年度で実施予定でございます。

○議長

山口君。

○8番

何回も起こってるという話でしたけど、要するに、県の補助枠の関係で来年度の工事になるって、これでじゃあ測量設計で300万円ということは、工事費は大体どれぐらいになるんですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

概算ではございますけれども、1,200万円程度というふうにつかんでおり

ます。

○議 長

ほか、ございませんか。森田君。

○11番

先ほどですね、吉新・下垣内の溢水対策工事なんですけど、これは、どなたかから要望が出てるんですか、具体的に。

○議 長

事業部長。

○事業部長

要望の件ですけども、この溢水対策について、令和5年2月28日付、下垣内の水利組合、また下垣内の自治会より改善の要望を受けているところでございます。

○議 長

森田君。

○11番

当然、この結果によって工事が発生すると思うんですよね、当然やるということは。溢水対策ということは、あふれないと。珍しい言葉で、私、辞書で調べたんですけども、堤防のないところから水があふれるのが溢水と言うらしいですね。それはですね、具体的に今後、対策は必要だというふうに一般的になると思うんですよね、あふれてるんだから。その場合は、その工事費についての考え方、どのように考えておられるのか。町単独でやろうとしているのか、補助メニューがあるのか、当然そういうことも御検討されておると思うんですけども、いかがですか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

ただいまの件でございます。

先ほども申しましたように、どのように技術的に対応していくかというのは今後の検討業務でございます。工事費についても、相当額の金額もかかるかもわかりませんので、その辺についてはですね、可能な限り補助事業を探していく、そのような姿勢でやってまいりたいと思います。

○議 長

森田君。

○11番

ということは、地元負担がないというふうに理解していいんですね。地元負

担が、当然、治山・治水は政治の源と昔から言われてますので、そういうことは当然町がやられると思うんですけども、財政厳しい折でも。その辺ちょっと、もう一度御答弁いただけませんか。

○議長

事業部長。

○事業部長

この溢水対策については、地元等の負担は考えておりません。

○議長

森田君。

○11番

今回ですね、農地に関する災害対策なんですけども、そもそも論の話なんですけども、我々住んでる住宅地でこのような災害が起こった場合、町としては、このような対策については、町が全面的に協力するものというふうに理解していいんでしょうね。

○議長

事業部長。

○事業部長

今、住宅地での災害ということで、具体的には、例えば大雨で宅地の一部が崩壊して、例えば住宅が傾いたとか、そういう場合の被害の対策の件でよろしいんでしょうか。

○議長

森田君。

○11番

災害でですが、大雨が降ってですね、土地が、敷地があふれて、当然擁壁は崩れる、またそれよって建物が倒壊等が起こる。具体的に言うのですね、三郷町の近鉄沿線で、あれは大規模なんですけれども、東信貴ヶ丘で家が崩れたじゃないですか。その場合の扱いは町としてどのように考えてるのか。農地はやるけども住宅地はやらないというのはちょっと一方的じゃないかなと思うんですけども。

○議長

事業部長。

○事業部長

農地と住宅の考え方ですけども、農地の復旧工事については、当然、国の補助金、半分あるんですけども、残り半分は全て所有者なり地元で対応していただくというふうになります。住宅地につきましても同じように、町からの補助

金はございません。そのようなメニューは今のところ聞いておりません。

○議長

森田君。

○11番

農家の方も住宅に住んでる方も税金を払っておられるわけなんです。補助メニューという話じゃないんですよ、私が質問してるのは。そういう考え方が同じようにしないとおかしいんじゃないかというふうに申し上げてるんです。

○議長

事業部長。

○事業部長

先ほども申し上げたんですけれども、農地についてはですね、災害復旧の補助制度を活用して工事を進めていくんですけれども、住宅地ですね、要は宅地が崩れたというような場合については、ちょっと私も正直、今までそういうことを経験したこともございませんし、町として何か補助をしたというようなことはないかと認識しております。

○議長

ほか、ございませんか。山口君。

○8番

災害復旧の地元負担について、その後のね、軽微なやつは別にして、農地災害と、それから農業施設災害、これではですね、地元負担の違い、当然、地元負担が違うということは補助の違いもあるんですけれどもね。これは、例えばですね、農地災害では測量設計100%が地元負担、工事費の50%と。農業用施設では、これ、上庄の場合は、水路擁壁倒壊は測量設計、工事費とも負担なしですよ。福貴畑の路肩崩壊については、測量設計の50%、それから工事費の17.5%は地元負担とこうなってるんですよ。この違いっていうのはどういうことから起こるんですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

施設災害の件ですけれども、負担割合の違いということで、今お聞きになってるかと思います。施設災害のですね、上庄地区の水路擁壁倒壊分。この水路といいますのは、いわゆる平群町が指定した準用河川ということで、平群町が管理しております。平群町管理ということで、測量設計費については町が100%負担すると。工事費は65%補助、残りは町負担ということでございます。

福貴畑については、農道の路肩崩壊の復旧工事でございますけれども、これに

についてはルールどおりに、測量設計は町が2分の1、地元が2分の1、そういうような考え方で進めております。

○議 長

山口君。

○8 番

農地災害のほうも説明してくれへんか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

農地災害については、測量設計は全額地元、工事費については国が2分の1で地元が2分の1でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

ということは、上庄の水路については、これは町の管理なのでということやね。そういうことで、全部、基本的には町が持つということで、町のほうとしては、それに対して起債とかも活用してやると。

農地災害については、これはもうほとんど全部が地元の管理で、それで町は一切支出はせずに、結果としてそういうことでしょう。測量設計100%地元負担で、工事費の50%が地元で、残りの50%が県からの補助金でしょう。ということやね。そういうのは、それぞれの個別の事情によって当然ルール決まってるわけで、そういうふうになるわけですよ。さっき、最初の下垣内の溢水対策についても、これも管理が町やから全部町が負担すると、そういうことでよろしいですね。分かりました。はい、いいです。

○議 長

ほか、ございませんか。稲月君。

○6 番

今ね、ずっといろんな質問があるわけですけども、分からない場所がね、我々、細かくは、大体説明があってもね、分からない人も多いと思うんですよ。やっぱり重要な部分です。特にこの間の災害の問題なんかでは、やっぱりどの場所で起こってるのか。その辺ではね、私は地図をつけてほしいと要望したいんですわ。でないとなかなか、詳しく知ってる人は大体分かるやろうけど、私は上庄のほうは分からないんですけど、吉新・下垣内の水路というところ辺では想像がつく。何回も溢水してるので、砂がいまだに、去年上がったところでも、砂がやっぱりそのまま上がったまま残ってるんですよ。そこはも

う溢水した跡というのがすぐ分かるんでね、そういうところが、もうここだけに限らず、三里の地域でも、かなり、この6月の2日の雨で大きく溢水して、その後の砂がいまだに、これは大量やったんやなということが想像できるような砂が上がってますのでね、その辺では対策を講じていただくことというのは非常に大事やと思ってますし、細かくやっぱりみんなが知っておくというんかな、そういうのはしてほしいというふうに思います。

それと併せてですね、ちょっとここで言うのはあれなんかもしれませんけど、ある程度の大雨が降った場合の農業用水なんかの溢水というのは、必然的にどうもできない部分というのものもあるのではないかな。対策を講じて、やっぱり起こってくる可能性というのものもあるというふうに私は思ってるんですけどね。ただね、非常に危ないんですよ、あふれて道といけいけになってしまったときに、どこが水路なのかどこが道路なのか分からなくなってしまって、水路にはまって亡くなられる方という、こういう事故というのは非常に多くなっています。

一部分、大分柵をつけていただいたりとかで、水路の位置が分かるようになってきてるんですけど、まだないところもある。そういう溢水が起こったときの安全対策なんか今後検討してもらわなあかなというふうに、併せて、この機会でするのでお願いしときます。

○議 長

事業部長。

○事業部長

最初に御質問いただきました位置図とか地図等につきましてはね、今後、できる限り添付できるようにさせていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

今回ね、ちょっと肝腎なこと一つ抜けてん違うかなと思う。農業用施設災害の場合は65%が補助金で、残りの17.5%、17.5%が町と地元というふうに一応なってんねけど、平群町では、準用河川の指定はしてますよと。それは外川ですよと。それと、谷田川かな、西宮の。これはまず説明してほしいかな。ということは、準用河川の指定については2か所しかないんでしょう、平群町は。ということは、それについては平群町が全部負担しますよ、そのことで間違いはないですか。町に2か所しかありませんね。

○議 長

事業部長。

○事業部長

準用河川についての質問でございます。

準用河川については、平群町の河川管理条例というものがございまして、その条例におきまして、準用河川とは、外川、谷田川をいうというふうに明記されております。

○議長

馬本君。

○12番

たまたま今回、外川がその位置にあったと。今度、そういう災害が起こりましたよと。しかし、それに関わって、その上に、要するに農地災害がありますよと、出ましたよと。それによって、その農地災害については、地元なのか地権者なのか、2分の1の補助で農地災害をやりますよという複合施設の複合の関係の予算執行という認識でええねんな、この上庄。というのはね、僕、見に行ってきました。行ってきましたよ、これ、金額大きいから。大変。ということね、上に一般の地権者の農地があったわけ。下が、今言うように準用河川になってるわけ。両方ともいってるわけやね。そういう複合的な災害であったという認識でええねんな。

○議長

事業部長。

○事業部長

ただいま議員からの質問のあったとおりでございます、農地災害の上庄地区法面崩壊工事、施設災害の水路倒壊工事については同一の場所でございます。

○議長

馬本君。

○12番

その件はそれで結構でございます。

あと、溢水対策の、今いろいろ話出てますけども、基本的には、下垣内の線路拡幅じゃないけど、した場所やね。あこら辺が恐らくなるということだと思うけども、結局、あこから流れてきて下垣内のほうへ流れていってずっと行って、そこまでに、数本の水路、そこへ入っていく水路がありますよということを調査もされる。それによつての今後の対策を考えてると。その1本の線だけ違うよと、ほかから入ってくる水路がありますよと、それによつて増水しますよという考え方でよろしいんですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

ただいまの質問でございますけれども、私、先ほどですね、長屋王の南側からずっと竜田川に向けて水路が通っていると。その水路の溢水対策ということで説明させていただきましたけれども、この水路については、当然、大井手のほうからのバイパスのほうからの排水も入ってきますし、大井手の水路からの雨水も入ってきます。また、矢田丘陵にため池も何か所かありますけれども、そちらのほうからの水も流入すると、そういうことでございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第30号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第30号 令和5年度平群町一般会計補正予算（第4号）については原案どおり可決されました。

以上で本臨時会に付議された事件については全部終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たり御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

議員各位におかれましては、慎重審議いただき本当にありがとうございました。

本日上程させていただきました一般会計補正予算案につきましては、可決い

ただき、本当にありがとうございます。

本日可決いただきました事業につきましては、早期事業実施に向けて取り組んでまいります。本日はどうもありがとうございました。

○議長

これをもって令和5年平群町議会第5回臨時会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午前10時46分)